

厚生労働省発保 0428 第 6 号  
令和 7 年 4 月 28 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

令和 7 年度東日本大震災復旧・復興に係る健康保険組合特定健康診査の  
国庫補助について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 154 条の 2 に基づく国庫補助金の交付については、別紙「令和 7 年度東日本大震災復旧・復興に係る健康保険組合特定健康診査国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

## 別紙

### 令和 7 年度東日本大震災復旧・復興に係る健康保険組合特定健康診査 国庫補助金交付要綱

#### (通則)

- 1 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 154 条の 2 の規定に基づく東日本大震災復旧・復興に係る健康保険組合特定健康診査国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、健康保険法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この補助金は、健康保険組合（以下「健保組合」という。）が東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「東電福島原発事故」という。）により被災された方に対して実施する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条の規定に基づく特定健康診査事業において、自己負担免除相当額及び避難者の加入保険者と避難先の健診機関等が実施する特定健康診査の費用の差額に対する助成を行うことにより、特定健康診査事業の円滑な実施を支援し、もって生活習慣病の予防を推進、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この補助金は、東電福島原発事故に伴い、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項、第 17 条第 9 項及び第 20 条第 2 項に基づく指示等により設定された帰還困難区域及び上位所得層（※ 1）を除く旧避難指示区域等（※ 2）（平成 26 年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等を

除く)に住所を有する健康保険の被保険者(任意継続被保険者又は特例退職被保険者に限る。)及び健康保険の被扶養者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下「健保被保険者等」という。)について、「令和7年度東日本大震災復旧・復興に係る健康保険組合特定健康診査国庫補助金の実施について」(令和7年4月28日保発0428第4号厚生労働省保険局長通知)の別紙「令和7年度東日本大震災復旧・復興に係る健康保険組合特定健康診査国庫補助金実施要綱」に基づき、令和7年度に健保組合が行う次の事業を交付の対象とする。

(※1) 健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上に該当する被保険者とその被扶養者をいう。

(※2) 平成25年度以前に指定が解除された(a)旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された(b)旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された(c)旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(d)旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された(e)旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)、令和4年度に指定が解除された(f)旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部)、令和5年度に指定が解除された(g)旧特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)、令和6年度に指定が解除された(h)旧帰還困難区域(飯舘村の一部及び葛尾村の一部)の8つの区域等をいう。

帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の健保被保険者等に対する特定健康診査事業

(1) 特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成

(2) 避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と健康保険組合が実施する

特定健康診査に係る費用との差額への助成

ただし、令和6年度に指定が解除された旧帰還困難区域の上位所得層の健保被保険者等に対して令和7年10月1日以降に実施したものを除く。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

| 1. 区分                                        | 2. 種目                                             | 3. 基準額   | 4. 対象経費                                             |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------|
| 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の健保被保険者等に対する特定健康診査事業 | 特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成                         | 事業に要する経費 | 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の健保被保険者等の特定健康診査実施に伴う自己負担相当額 |
|                                              | 避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と健保組合が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成 | 事業に要する経費 | 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の健保被保険者等の特定健康診査実施に伴う差額費用    |

(補助金の概算払)

- 5 国は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は補助事業者から適法な精

算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

#### (交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

#### (申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、令和7年5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い令和7年11月末日までに行

うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第2による事業実績報告書に係る書類を添えて、翌年度5月末日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。